



## 自動車税

この税金は、自動車（軽自動車を除く）を所有している人に課される税金です。

※令和8年4月1日から、自動車税環境性能割が廃止され、自動車税種別割は自動車税に名称が変更されました。

### 納める人

毎年4月1日（午前0時）現在において、「山形」・「庄内」ナンバーの自動車（軽自動車を除く）を所有している人。

ただし、割賦販売（ローン）契約等で購入し所有権が売主（ディーラー等）にある場合は、買主（使用者）が所有者とみなされます。

### 納める額

自動車税の税額は、自動車の車種、用途、排気量等により年税額が決められています。

### 申告

自動車を取得したときや、登録事項の変更をしたときは、申告書を提出しなければならないことになっています。

### 納税

毎年5月に総合支庁から送付される納税通知書により、5月31日まで納めます。

ただし年度途中に新車やナンバーのついていない中古車を取得した場合は、登録のときに申告し、月割りで納めます。

自動車税の納税は、口座振替制度（66ページ参照）を利用されると便利です。

## 【豆知識⑪】 自動車税のグリーン化

環境にやさしい自動車の開発・普及のため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の低い自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税のグリーン化特例」の措置が適用されています。

## 減 免

次の場合は、申請することにより、自動車税が減免される場合があります。

- 1 災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車
- 2 身体障がい者等が所有する自動車
- 3 構造上身体障がい者等の利用に専ら供すると認められる自動車
- 4 商品中古自動車
- 5 地方バス路線維持のための県のを受けて運行する一般乗合用のバス

### ◎申請期限

- ・ 4月1日現在所有している場合 → 納期限（5月31日）まで
- ・ 新たに取得する場合 → 申告（登録）のときまで

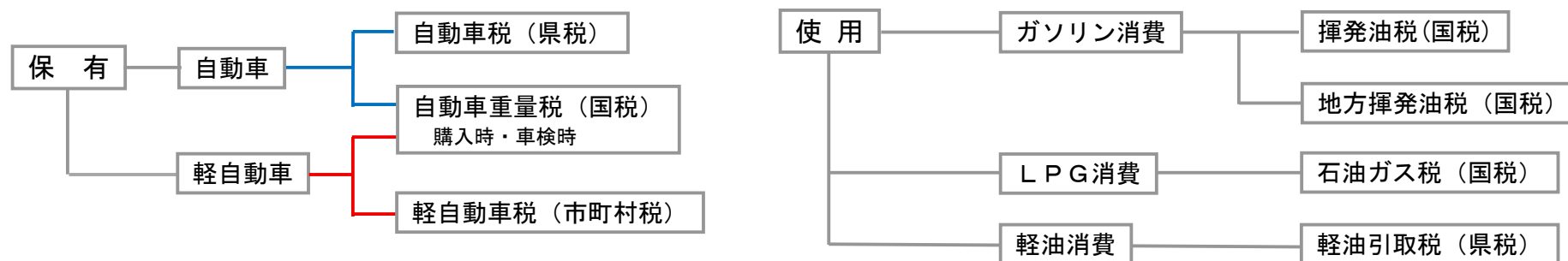
※納期限後・申告（登録）後に申請があった場合は、申請した月の翌月分からの月割減免となります。

※詳しい要件や申請に必要な書類等については、各総合支庁税務課(室)（村山総合支庁本庁舎の場合は課税課）にお問い合わせください。

## 自動車税



## 【豆知識⑫】 自動車に関する税金の一覧



※このほか、自動車や燃料の購入時には、消費税（国税）・地方消費税がかかります。

### 自動車を譲ってくれた友人に 納税通知書が届いた！

運輸支局等で移転の登録はしましたか？  
自動車税種別割は、4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、移転の登録が行われていないと、元の所有者に課税されます。

### 手放した自動車の 納税通知書が届いた！

自動車を譲渡したり、下取りに出したりしたときにも、必ず運輸支局等で移転又は抹消の登録（申請）をしてください。  
このままにしておくと、来年度も課税されます。  
1日も早く、所管の運輸支局等に抹消の登録をしてください。  
抹消の登録をすれば翌月からの税金が返ってきます。

### 転居して住民票を移したのに 納税通知書が来ない！

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。  
管轄の運輸支局等で車検証の住所を変更してください。  
その際、住所の表記は詳しく正確に行いましょう。  
郵便局の転送期間は1年間ですので、運輸支局等で手続きを行わないと納税通知書が届かないことがあります。

### 車検時における 納税確認の電子化！

車検の際、納税証明書の掲示は原則必要ありません。  
(車検を代行事業者等に依頼した場合は、納税証明書の提示を求められる場合がありますので、依頼先へご確認ください。)  
事前に納税状況を確認したい場合は、「自動車税納税状況Web確認システム」をご利用ください。



## 【豆知識⑭】 知っていますか？自動車に関する手続き

### 自動車税

18歳になれば自動車免許を取得することができます。

実際に免許を取得して自動車を購入したとき、いったいどのくらいの税金がかかるのか見ていきます。



5月に1,500ccのハイブリッド自動車（新車）を想买いけど、税金はどのくらいかな？

|            |            |
|------------|------------|
| ●車両価格      | 2,100,000円 |
| ●税金・保険料    | 49,590円    |
| ●消費税・地方消費税 | 210,000円   |
| ○支払総額      | 2,359,590円 |

※販売諸費用（登録手数料、リサイクル料金、各種代行手数料等）は別途発生します。

### ●税金・保険料の内訳

|               |             |
|---------------|-------------|
| ・自動車税         | 25,400円（※1） |
| ・自動車重量税（国税）   | 0円（※2）      |
| ・自賠責保険料（37か月） | 24,190円     |
| 計             | 49,590円（※3） |

※1 自動車税は年30,500円ですが、5月に買うと10か月分の税金のみがかかるため、25,400円となります。

※2 重量はエコカー減税対象車で1.0ト超～1.5ト以下の場合。環境性能が低いエコカー減税対象車以外の場合、36,900円となります。

※3 環境性能が低いエコカー減税対象車以外の場合、86,490円となります。



車の燃料にも税金がかかるんだ。ガソリンには「揮発油税」（国税）、ディーゼル車には「軽油引取税」。